

九州大学病院磁気共鳴画像診断装置使用料金規程

平成23年度九大規程第114号
施行：平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 九州大学病院に設置する磁気共鳴画像診断装置（以下「MRI」という。）の学術研究のための使用に係る料金の額及び徴収方法については、この規程の定めるところによる。

(使用料)

第2条 MRIを使用する者は、別表に掲げる使用料を支払わなければならない。ただし、病院長が特に認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(徴収方法)

第3条 前条に規定する使用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の使用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、MRIの使用に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

使用装置名		使用料（1時間当たり）
磁気共鳴画像診断装置	操作補助を必要としない場合	3,500円
	操作補助を必要とする場合	6,000円

